

第4次芦屋市総合計画 後期基本計画（原案）

平成28年度（2016年度）～平成32年度（2020年度）

【目次】

第4次芦屋市総合計画後期基本計画	1
1 第4次芦屋市総合計画の概要と後期基本計画	1
2 後期基本計画の策定に当たって	6
3 後期基本計画の進行管理の視点	7
第1章 人と人がつながって新しい世代につなげる	9
1 一人一人のつながりが地域の力を高め、地域主体のまちづくりが進んでいる	11
2 多様な文化・スポーツ・芸術・伝統が交流するまちで、芦屋の文化があふれている	19
3 お互いを尊重しながら理解と思いやりの心が広がっている	27
4 子どもたちが社会へ羽ばたけるようたくましく育てている	33
5 地域で安心して子育てができている	43
第2章 人々のつながりを安全と安心につなげる	49
6 市民が心身の良好な状態を維持して過ごしている	51
7 高齢者や障がいのある人がいきいきと安心して住み続けられる、 まちぐるみの支え合い・助け合いが進んでいる	57
8 一人一人の意識やまちの雰囲気暮らしの安全を支えている	67
9 まちの防災力が向上し、災害時に的確に行動できるよう備えている	73
第3章 人々のまちを大切に作る心や暮らし方をまちなみにつなげる	79
10 花と緑に彩られた美しいまちなみが自然と調和している	81
11 環境にやさしい清潔なまちでの暮らしが広がっている	87
12 交通マナーと思いやりがまちに行き渡り、市内が安全に安心して 移動できるようになっている	93
13 充実した住宅都市の機能が快適な暮らしを支えている	101
第4章 人々と行政のつながりをまちづくりにつなげる	111
14 信頼関係の下で市政が展開している	113
15 経営資源を有効に活用し、健全な財政状況になっている	119
参考資料	125
1 芦屋市の状況	126
2 課題別計画等一覧	135
3 指標一覧	153
4 用語説明	166

第4次芦屋市総合計画後期基本計画

1 第4次芦屋市総合計画の概要と後期基本計画

(1) 第4次総合計画の役割と構成・期間

ア 計画の役割

○ まちづくりの指針

市民と行政が目標を共有して共にまちづくりに取り組むための指針とします。

○ 行政運営の指針

本市の長期にわたる総合的かつ計画的な行政運営の指針とします。

○ 国・県等との相互調整の指針

国・県等が広域的計画の策定や事務事業を行うに当たって、芦屋の将来像や目標とするまちの姿などを尊重し、本市と相互調整を図るための指針とします。

イ 計画の構成・期間

○ 基本構想

芦屋のまちづくりの最高理念であり、目標とするまちの将来の姿を描き、その実現に向けた施策を行うための基本的な考え方や方針を示すものです。

基本構想の期間は10年とし、平成23年度（2011年度）から平成32年度（2020年度）までとします。

○ 基本計画

基本構想を実現するために必要な施策とその方向性を総合的かつ体系的に示す基本的な計画で、具体的な事務事業の基礎とするものです。

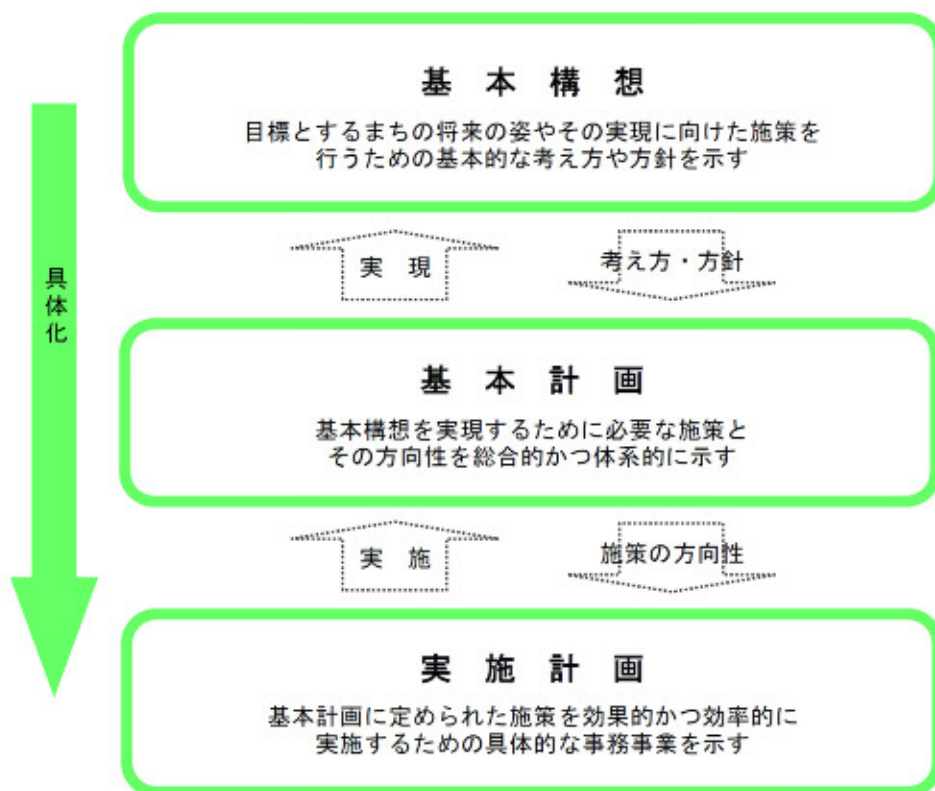
基本計画の期間は前期5年、後期5年とし、前期を平成23年度（2011年度）から平成27年度（2015年度）まで、後期を平成28年度（2016年度）から平成32年度（2020年度）までとします。

○ 実施計画

基本計画に定められた施策を効果的かつ効率的に実施するための具体的な事務事業を示すものです。その策定に当たっては、その時々々の財政の長期的な見込みを勘案し、毎年度の予算編成の指針となるよう策定します。

実施計画の期間は3年とし、1年を経過するごとに見直して毎年度策定します。

【第4次総合計画の構成】



【第4次総合計画の期間】

平成23年 (2011年)	平成24年 (2012年)	平成25年 (2013年)	平成26年 (2014年)	平成27年 (2015年)	平成28年 (2016年)	平成29年 (2017年)	平成30年 (2018年)	平成31年 (2019年)	平成32年 (2020年)
基本構想 (10年間)									
前期基本計画 (5年間)					後期基本計画 (5年間)				
実施計画 (3年間)			実施計画 (3年間)			(今回策定部分)			
実施計画 (3年間)		実施計画 (3年間)		実施計画 (3年間)					
実施計画 (3年間)	実施計画 (3年間)	実施計画 (3年間)	実施計画 (3年間)	実施計画 (3年間)	実施計画 (3年間)	実施計画 (3年間)	実施計画 (3年間)	実施計画 (3年間)	実施計画 (3年間)

(2) 将来像とまちづくりの基本方針

第4次芦屋市総合計画の基本構想では、芦屋の将来像とまちづくりの基本方針を以下のよ
うに定めています。

ア 芦屋の将来像

自然とみどりの中で^{きずな}絆を育み、
“新しい暮らし文化”を創造・発信するまち

イ まちづくりの基本方針－目標とする10年後(平成32年度)の芦屋の姿－施策目標

芦屋の将来像である「自然とみどりの中で絆を育み，“新しい暮らし文化”を創造・発信するまち」の実現に向けて、「芦屋のまちづくりの基本方針」, 「目標とする10年後の芦屋の姿」, 「施策目標」を定め、取り組んでいます。

【まちづくりの基本方針－目標とする10年後の芦屋の姿－施策目標】

まちづくりの基本方針	目標とする10年後の芦屋の姿	施策目標
1 人と人がつながって新しい世代につなげる	1 一人一人のつながりが地域の力を高め、地域主体のまちづくりが進んでいる	1-1 市民一人一人がそれぞれの状況に応じて必要な情報を手に入れられる
		1-2 市民が主体となった活動が増え、継続的に発展している
		1-3 地域主体のまちづくりの仕組みが根付き、地域の力が高まっている
	2 多様な文化・スポーツ・芸術・伝統が交流するまちで、芦屋の文化があふれている	2-1 市民が教養を高める機会が豊富にある
		2-2 様々な交流が、多様な文化への理解と見識を深めている
	3 お互いを尊重しながら理解と思いやりの心が広がっている	3-1 平和と人権を尊重する意識が行き渡っている
		3-2 男女共同参画社会の実現に向けて意識が広がっている
	4 子どもたちが社会へ羽ばたけるようたくましく育っている	4-1 子どもたちが「生きる力」を身につけ、健やかに成長している
		4-2 青少年が社会で自立するための力を身につけている
		4-3 学校園・家庭・地域が連携して、子どもたちの育成を支えている
	5 地域で安心して子育てができている	5-1 世代を超えた多様なつながりが様々な家庭の子育てを支えている
		5-2 子育てと仕事の両立を可能にする環境が整っている

まちづくりの基本方針	目標とする10年後の芦屋の姿	施策目標
2 人々のつながりを安全と安心につなげる	6 市民が心身の良好な状態を維持して過ごしている	6-1 市民が健康づくりに取り組んでいる
		6-2 市民が適切な診療を受けられる
	7 高齢者や障がいのある人がいきいきと安心して住み続けられる、まちぐるみの支え合い・助け合いが進んでいる	7-1 地域における保健・医療・福祉の連携体制が確立している
		7-2 高齢者がいつまでもいきいきと安心して暮らせている
		7-3 障がいのある人の権利が尊重され、持てる能力を最大限に発揮できる
	8 一人一人の意識やまちの雰囲気暮らしの安全を支えている	8-1 市民一人一人の暮らしの安全・安心への意識が高まっている
		8-2 犯罪が起きにくいまちになっている
	9 まちの防災力が向上し、災害時に的確に行動できるよう備えている	9-1 家庭や地域、行政の防災力が向上している
		9-2 災害に強い安全なまちづくりが進んでいる
3 人々のまちを大切に する心や暮らし方を まちなみにつなげる	10 花と緑に彩られた美しいまちなみが自然と調和している	10-1 自然と緑を守り、創り、育てる文化を継承している
		10-2 建物などが地域ごとの緑ゆたかな景観と調和している
	11 環境にやさしい清潔なまちでの暮らしが広がっている	11-1 環境に配慮した暮らしやまちづくりが進んでいる
		11-2 清潔なまちづくりが進んでいる
	12 交通マナーと思いやりがまちに行き渡り、市内が安全に安心して移動できるようになっている	12-1 交通ルールやマナーに関する意識が高まっている
		12-2 公共施設などのバリアフリー化が進んでいる
		12-3 市内を安全かつ快適に移動できる
4 人々と行政のつな がりをまちづくりに つなげる	14 信頼関係の下で市政が展開している	14-1 市民参画による開かれた市政を運営している
		14-2 変化に対応できる柔軟な組織運営をしている
	15 経営資源を有効に活用し、健全な財政状況になっている	15-1 様々な資源を有効に活用している
		15-2 歳入・歳出の構造を改善している

一般的に、「まちづくり」、「市民」、「協働」という言葉の定義は、必ずしも明確ではありません。総合計画ではこれらの言葉を次のように定義し、使用しています。

「まちづくり」とは

この計画における「まちづくり」とは、まちなみ、芦屋の歴史や文化、人と人とのつながり、まちを大切に暮らす暮らし方、そして、地域の課題解決のための仕組みづくりなど、芦屋づくりに関わる全てのことについて、みんなで考えたまちの将来像を市民と行政が共有し、それぞれの役割を果たしながら継続的に取り組むこととします。

また、市民と市民、市民と行政の連携、協働だけでなく、市民一人一人の行動や行政による活動も含め、芦屋をより良いまちにしていくための行動全体とします。

「市民」とは

「芦屋市市民参画及び協働の推進に関する条例」では「市民」を「市内に在住、在勤及び在学する個人並びに市内で活動する法人その他の団体をいう。」と規定しています。

この計画における「市民」もこの規定に基づいて用いています。

「協働」とは

「芦屋市市民参画及び協働の推進に関する条例」では「協働」を「市民及び市がまちづくりについて、それぞれの役割と責務を自覚し、互いに尊重し、補完し、協力することをいう。」と規定しています。

この計画における「協働」もこの規定に基づいて用いています。

2 後期基本計画の策定に当たって

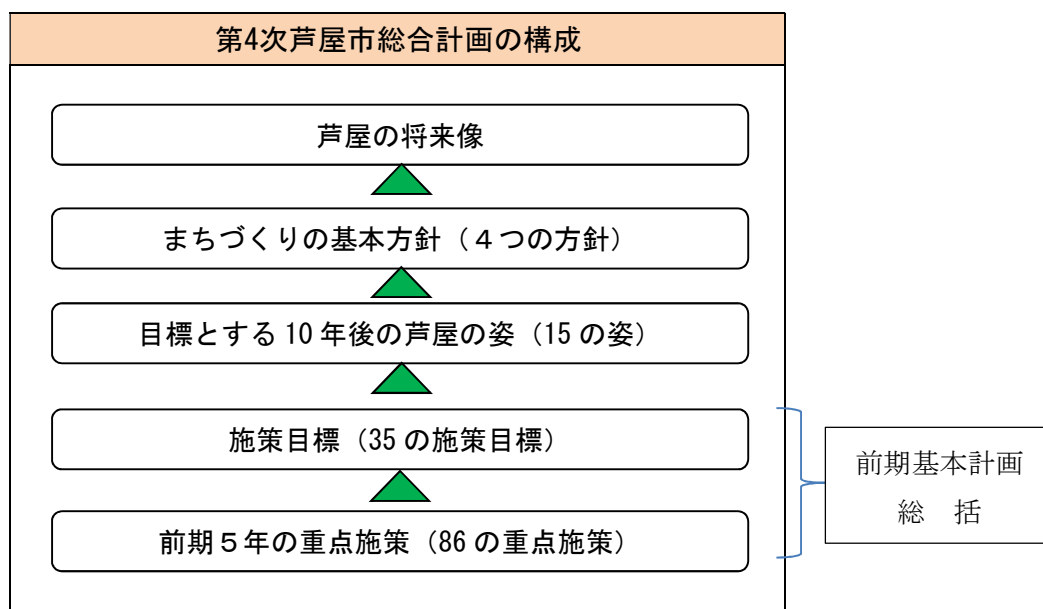
(1) 策定の目的

本市では、平成23年(2011年)3月に策定した「第4次芦屋市総合計画」に基づいて各種施策を展開してきましたが、その後の社会情勢や本市を取り巻く状況の変化、施策の進捗や新たに策定された課題別計画などをまちづくりに反映するため、前期基本計画の取組を総括し、後期基本計画を策定しました。

(2) 策定の基本方針

ア 10年間の計画として市議会の議決を経て策定された基本構想部分については、現在の計画を引き継ぎ、基本計画部分について策定しました。

イ 「前期5年の重点施策」が着実に実施されることで、「目標とする10年後の芦屋の姿」、さらには本市がめざす将来像に近づいていくと考えることから、35の「施策目標」ごとに、「前期5年の重点施策」の実施状況に注目して総括を行い「前期基本計画総括報告書」(平成27年3月)として取りまとめ、計画に反映しました。



ウ 後期基本計画の策定にあたっては、以下の考え方に基づき進めました。

(ア) 重点施策を記載すること (重点施策の掲載基準は前期と同様に以下のとおりとしています。)

○重点施策として掲載するもの (基準)

- ・参画と協働を基本に取り組むこと。
- ・分野横断的、又は複数の担当課で取り組むこと。
- ・新たに取り組むこと。
- ・大きな制度改正が予定されていたり、緊急を要すること。

(イ) 後期基本計画の推進にあたっては、「施策目標推進部」を定め、施策目標ごとに明記

(ウ) 施策目標の実現に向けて、重点施策に沿って取り組む「重点取組」を設定

(エ) 進行管理や検証が可能となるよう、指標を設定し、できる限り数値を用いた成果目標値を「めざす値」として設定

エ 「市民アンケート調査」（平成27年3月）及び「将来人口推計」（平成27年3月）をはじめとする各種調査等の結果も活用し、計画に反映しました。

オ 本市では総合計画の他に、各施策分野の課題別計画を策定しています。

第4次芦屋市総合計画の基本構想では、各施策で共有すべきものとして目標とするまちの姿、将来像を掲げ、基本計画ではその実現に向けた計画期間内での重点施策に絞り、それぞれの施策分野における取組の詳細については課題別計画に委ねることにしています。

なお、各課題別計画は更新時期に合わせ、この第4次芦屋市総合計画と整合するよう内容の調整を行います。

3 後期基本計画の進行管理の視点

(1) 各施策分野間をつなぐ横断的視点について

基本計画では、施策目標を実現するための重点施策と重点取組を示しています。

どの施策目標も、その施策だけの縦割りの視点だけでは達成することはできないことから、常に他の施策分野の考え方やそれぞれの施策間を横断的につなぐことを念頭に置きながら取組んでいくこととします。

(2) 後期基本計画の進行管理と検証について

後期基本計画の推進にあたっては、「施策目標推進部」を定め、後期基本計画に明記するとともに、別途、重点施策を着実に実施するための「重点施策推進課」「重点取組担当課」を設定します。

進行管理については、これらの担当課が中心となり行政評価（施策評価）を行い、施策目標ごとに進捗状況を確認し、実施計画及び次期総合計画の見直しに反映します。

進捗状況を確認するものとしては、実施状況や既存のデータ、アンケート調査などを活用して効果を測定する方法を導入します。

